

毎週水・金曜日発行(但休日等あるときは曜日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

◇監査公告 保健監督の結果公表

## 監 査 公 告

鳥取県監査公告第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき、昭和37年度にかかわる、下記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和38年4月20日

鳥取県監査委員	浜	田	庄	二
同	中	田	玉	平
同	堀	江	美	藏
同	前	田	友	一

### 記

監 査 箇 所	執行年月日
水産試験場	昭和38年1月18日
境港分場	2月2日
境港水産事務所	同
境港水産会館	同
境港魚市場	同
米子家畜保健衛生所	同
倉吉	4日
鳥取	22日
蚕業試験場	同
蚕業技術員養成所	20日
蚕業試験場	同
林業試験場	26日
米子図書館	同
鳥取	同
倉吉分館	2月22日
西郡福祉事務所	同
中部	同
倉吉分館	3月6日
鳥取	2月4日
倉吉分館	2月22日
西郡福祉事務所	同
中部	2月5日
倉吉分館	2月21日

東部	同	27日	欠員となっていたので、これが早期補充に努められた い。 また、試験船乗組員(鳥取丸及びだいせん)の充実強 化については、前回は指摘したが、依然として解消さ れず、鳥取丸については幸じて臨時漁夫2名を採用し て運営しているが、採用期限、か働条件等に制約され るため充分な活動が期待出来ない実情で、本機関運営 のあい路となつているので、当局は検討善処の要があ る。
内職公共職業補導所	同	11日	2 事業活動の概況について (本場) (1) 沿岸漁業振興試験について 沿岸漁業振興試験として、前年度に引き続きベニズワ 1、底刺網、イカ漁場調査、カマ網漁業試験を実施 して本県沿岸漁業の振興に努めていた。 当年度、タイを目的とした漁具改良試験として、底 刺網漁具を試作していたが、本格的な試験操業、 漁場の選定等については、今後の課題となつてい
水産試験場	本場 昭和38年1月18日 監査委員 松本利治 境分場 昭和38年1月22日 監査委員 松本利治 同 堀江美蔵 同 前田玄一		
1 組織、機構等について	組織、機構については前回同様で、監査日現在、職員 配置状況は場長以下22名で、本場10名(内試験船 乗組員3名)、境分場12名(内試験船乗組員6名) のほか、本場に臨時職員1名が配置されていたが、生 産化学部主任は従来どおり場長の事務取扱いとなつて いた。 なお、生産化学部に属する研究員1名が転出したため		

2) 浅海増殖試験について	ので、これが試験効果に一層努力されたい。 イカリ、テンジサの増殖試験を計画していたが、 施設が不備のため、本年度、陸上養殖試験施設(本 場内設置)を工事費2,690千円をもつて整備中 であった。 これがため、本格的な試験は、この施設の整備後に 持ち越されていたので、早期完成に努めて、施設の 効率的活用を図られたい。 (3) 有用魚貝藻類養殖試験について 有用魚貝藻類養殖試験を事業費300千円(国補2 分の1)で実施して、種苗、採捕、輸送、養成技術 については、可成り説明されていたが、生態資源量、 成長率等に問題点もみうけられるので、これが解決 策に努められたい。 (4) 内水面漁業について 内水面漁業の振興については、巡回指導等を実施し て努めているが、さらに積極的に県自体の施設を持	ち、試験研究を実施して、これが振興を図ることば つき検討されたい。 (境分場) (1) 沖合漁場開発試験等について 前年度に引き続き、サンマ流網漁業試験のほか、当 年度特に沖合スルメイカ調査を実施して、沖合漁場 開発に努めていたが、サンマ流網漁業試験について は、春漁期(4月~6月)は採算可能な見透しを得 ていたが、反面秋漁期は不振で、今後研究すべき課 題を残しているのので、これが原因究明に一層努力さ れたい。 なお、海況漁況子報調査、漁場生態調査については、 月一回実施の予定であったが、試験船のボック入、 荒天等のため8回実施したのみであった。調査の直 後は比較的子報が適中するが、日時の経過とともに 観測がくずれている実情よりして、調査回数を増加 して、本県漁業の振興に役立てるよう配慮されたい。 (2) 水産加工利用試験について
---------------	--	---

前年度実施していたスルメ1カの乾燥剤による簡易乾燥法の試験研究は、研究員手不足を理由に本年度は中止していたが、水産加工品の大量製品化を図るためにも、継続実施して試験結果を確認することにつき検討されたい。

3 施設、設備の整備について

(1) 前述のとおり、本年度陸上養殖試験施設を整備したほか、試験船鳥取丸に無線機(420,000円)を新設するとともに、魚群探知機(500,000円)を更新して漁場の開拓に努力していた。

なお、鳥取丸の老朽化による、代船建造については、毎回指摘しているとおりであるが実現していなかつた。これが、整備促進方につき重ねて要望する。

(2) 小型四輪車(336,000円)を購入整備して、漁具、漁獲物運搬の能率化に努めていた。

4 経理出納その他事務処理につき、次の点注意された。

(1) 過年度分未収金(旧三朝養魚場分)35,250

円の収納確保には、格段の努力を要する。

(2) 漁獲物売却代に測定洩れがあった。

(3) 物件の購入に当たり、正規の見積書を徴していないもの。また、請書は徴しているが、向の事務処理がなされていないものがあった。

(4) 委託契約について、事務処理を明確にすべきものがあつた。

(5) 通勤手当確認簿(境分場)の整備に努めること。

(6) 備品貸与簿、自動車運転日誌については整備の要がある。

境港水産事務所 昭和38年2月6日監査

監査委員	松	本	利	治
同	堀	江	実	蔵
同	前	田	玄	一

1 本機関は、米子地方農林振興局の附設機関として、漁船登録、漁業許可等漁業に関連する業務を担当処理していた。

職員の配置状況は、所長以下4名(うち所長は境港水産会館長及び県産魚市場長兼務で、他の3名は、境港水産会館又は県営境港魚市場兼務)のほか水産試験所境分場の水産技師1名が兼務していたが、監査時現在、次長1名が欠員となつていた。

2 魚場施設/使用料徴収事務は、当年度境港魚市場の開設に伴ないこれに移管されていたが、監査時現在なお、72,944円の未収があつたので、滞納整理に一層努力の要がある。

3 水産製品検査条例に基づき水産製品検査状況は、37年12月末現在で、検査数量223,895kg、手数料収入額90,800円(前年度同期の検査数量1,195,629kg、手数料収入額589,650円)で、検査数量は前年度に比較して971,734kg減少していた。

4 旧事務所建物の効率利用について検討されたい。

境港水産会館 昭和38年2月6日監査

監査委員	松	本	利	治
同	堀	江	実	蔵
同	前	田	玄	一

1 組織機構等について  
この二機関は境港港における水産関係者等の利用に供する施設、及び境港港に陸揚げされる水産物の卸売をさせるための施設として、37年9月境港市に新設されたものである。

職員の配置状況については、境港水産会館は館長以下4名が何れも兼務で会館の業務運営に努めていた。

境港魚市場については、市場長(兼務)以下9名のうちほとんどが兼務職員で、本務職員は主事2名、用務員2名を配置していた。

2 運営状況等について  
境港水産会館及び境港魚市場の運営については、当年度特別会計を設定して運営の合理化に努めていた。

37年12月末現在における収支の概況は

37年度特別会計境港水産施設事業費収支状況

(単位千円)

区 分	予 算 額	執行状況及び今後執行見込額		増 減	予 算 額 に 比 じ る 比 率	備 考
		収入、支出額	今後収入、支出見込額			
支出内訳	2,822 2,648 3,838 9,308	1,222 1,239 2,212 4,673	1,097 1,219 1,131 3,447	△ △ △ △	503 190 495 1,188	
収入内訳	5,613 3,169 525 1 9,308	3,905 1,109 43 86 5,143	1,874 1,468 93 — 3,435	△ △ △ △	166 592 389 85 730	

で、執行計画を樹立して予算執行に努めていた。また財源である魚市場使用料は予算額よりやや増収の見込であるが、水産会館使用料については約60万円程度の減収が予想される実情であった。

これは、主として、会館の建設が予定どおり進捗しなかつたこと等によるものである。

本機関建設に伴う起債償還額増加に対する方策、円滑なる市場運営を図るため市場内に貨車引込線の延長、市場取引場所の改善等施設設備の整備等今後検討を要するものもみられるので、善処されたい。

また、電気系統、給排水管の故障について、一々本庁の技術者を傾けていたが、遠隔地でもあるので、地元

民間技術者への委嘱等検討するとともに、建物使用の実態よりして夜間警備員の配置についても考慮されたい。

なお、機関毎の処務規定を制定して運営の合理化に努められたい。

3 建設状況について

本機関の建設は、36年度に事業費102,200,000円(起債95,000,000円、県費7,200,000円)で着工したが、このうち72,200,000円を37年度に事業繰越をして監査時現在完成していた。

これが建設状況は鉄筋3階建(延坪1,371坪)でこのうち1階457坪は魚市場として使用)のほか鉄筋平屋建(109坪)の魚市場を建設して運営に努めていた。

なお、監査時現在、館内内壁面の甚しい露筋、排水管の故障等もみられたので、早急に整備して維持管理に努められたい。

4 経理出納その他事務処理について次の点留意されたい。

(境港水産会館)

- (1) 食堂経営について契約を締結していたが、契約事項の履行について指導徹底の要がある。
  - (2) 使用許可事務処理に検討を要するもの及び事務処理が遅延していたものがあつた。
  - (3) 使用許可台帳を作成整備して運営の効率化に努められたい。
  - (4) 県有財産台帳(副本)の整備に努められたい。
  - (5) 繰替払金の返納は、地方自治法施行令第154条2項の規定に従い、支出した経費の定額に戻入されたい。
- (境港魚市場)
- (1) 卸売人、仲買人及びせり人の台帳を作成整備して、運営の効率化に努められたい。
  - (2) 所要予算は適期に令達をうけて執行するよう配慮されたい。

00297

(3) 未収金については早期収納に努力されたい。

家畜保健衛生所  
 米子家畜保健衛生所 昭和38年2月4日 監査 利 治  
 監査委員 松 本  
 倉吉家畜保健衛生所 昭和38年2月22日 監査 利 治  
 監査委員 松 本 江 実 蔵  
 同 堀 田 安 一  
 同 前 田 安 一  
 鳥取家畜保健衛生所 昭和38年2月26日 監査 利 治  
 監査委員 松 本 江 実 蔵  
 同 堀 田 安 一  
 同 前 田 安 一

昭和37年に係る、鳥取、倉吉及び米子家畜保健衛生所の定期監査を執行したが、本機関は36年6月地方農林振興局の新設に伴い局長の指揮統括機関として、管内の家畜防疫業務及び畜産指導等に努めて本県畜産振興に努力していた。

なお、各所共通の事項は、概ね、次のとおりである。

1 職員の配置状況等について  
職員の配置状況は

職員配置状況調 (昭和37.12.31現在)

区分	職員配置状況					計
	所長	主事	技師	主事補	計	
家畜保健衛生所別						
鳥取	1名	1名	3名	1名	5名	
倉吉	1名	1名	5名	1名	7名	
米子	1名	1名	4名	1名	6名	
計	3名	1名	12名	2名	18名	

で、総数においては前回と同様であるが、当年度各所に1名あて専務(補助)職員を配置して、従来から運営のあい路となっていた事務職員の恒常化に努めていたことは結構である。

しかしながら、家畜の飼養頭(羽)数は、逐年増加して諸業務は年々膨張しているが、反面、技術職員は依然として少数陣容で、家畜防疫業務及び畜産指導等のほか収入事務を取り扱っているため、これらの事務処

00298

理も多岐で、なかには、適格な事務処理がなされていないものもみられたので、職員の適正配置について、検討考慮して、運営の円滑化に一層努力された。

また、農業構造改善事業等畜産振興施策の推進に伴い、地方農林振興局振興課及び農業改良普及員との連携も調整にも特に配慮して業務の効率化を図られた。

2 業務実績について  
 家畜飼育頭羽数は次表(A)のとおり逐年増加しているが、反面、防疫、予防実績は次表(B)のとおり減

家畜飼育頭(羽)数調 (A)

区分	乳牛		和牛		牛		馬		豚			
	36年	37年	差引増減	36年	37年	差引増減	36年	37年	差引増減	36年	37年	
鳥取	613	671	58	5,401	5,291	△	110	—	—	2,874	1,628	△
倉吉	3,566	3,970	404	9,259	9,525	266	180	157	23	5,059	5,585	524
米子	1,087	1,123	36	7,051	7,548	497	492	304	188	17,500	23,600	6,100
計	5,266	5,764	498	21,711	22,364	653	672	461	211	25,433	30,811	5,378

少している。

これは畜産経営形態が変りつつあるため、振興局の畜産技術者の不足の点も加わって、防疫業務のほかに所の所管外業務である経営指導を行なっているためと思われ、現状では止むを得ないものがあるとは認めざるが、本来の業務がおろそかにならないよう留意されたい。

なお、次表(B)のとおり、未収金が増加しているの

で、手数料等の早期回収に一層努力の要がある。

00299

保健所別	羊		山		羊		鶏	
	36年	37年	36年	37年	36年	37年	36年	37年
鳥	528	496△	413	307△	106	185,000	164,000△	21,000
倉	1,992	1,710△	1,220	1,217△	3	207,166	188,819△	18,347
米	1,512	1,163△	720	779	59	221,103	260,615	39,512
計	4,032	3,369△	2,353	2,303△	50	613,269	613,434	165

業務実績表 (B) 昭和37.12.31現在

保健所別	年度	取			吉				
		実施頭数	収入済額	未収額	計	実施頭数	収入済額	未収額	
養畜防疫手数料	3	66,292 (69,802)	676,650	84,830	761,480	41,343 (48,210)	1,503,840	80,350	1,584,190
	6	56,077 (66,688)	668,385	89,120	757,505	36,859 (42,523)	1,466,140	告知書 2,450 32,400	1,500,990
	7	10,215 (3,114)	8,265	4,290△	3,975	4,504 (5,887)	—	告知書 2,450 49,950	83,200
	増	△	△	△	△	△	△	△	△
	3	690 (1,141)	46,900	2,000	48,900	1,995 (4,084)	136,000	—	136,000
	6	318 (910)	29,150	—	29,150	1,842 (3,739)	133,000	100	133,100
保健所使用料	3	572 (231)	17,750△	2,000△	19,750	153 (345)	3,000	100	2,900
	6	△	△	△	△	△	△	△	△
	増	△	△	△	△	△	△	△	△

00300

保健所別	年度	取			吉				
		実施頭数	収入済額	未収額	計	実施頭数	収入済額	未収額	
家畜人工授精	3	902 (902)	78,200	102,200	180,400	92 (92)	18,400	—	18,400
	6	463 (463)	56,600	36,000	92,600	279 (279)	43,600	12,200	55,800
	7	439 (439)	21,600△	66,200△	87,800	187 (187)	25,200	12,200	37,400
	増	△	△	△	△	△	△	△	△
	3	6,8784 (71,845)	801,750	189,030	990,780	43,450 (52,386)	1,658,240	80,350	1,738,590
	6	56,858 (68,061)	754,135	125,120	879,255	38,980 (46,341)	1,642,740	告知書 2,450 44,700	1,689,890
計	増	△	△	△	△	△	△	△	△
	3	1,280 (1,980)	129,000	—	129,000	4,550 (4,593)	455,000	—	455,000
	6	1,441 (2,128)	144,100	—	144,100	4,572 (4,634)	401,600	55,600	457,200
手畜生産検査手数料(証紙費)	3	151 (140)	15,100	—	15,100	22 (41)	53,400	55,600	2,200
	6	△	△	△	△	△	△	△	△
	増	△	△	△	△	△	△	△	△
合	3	69,174 (73,825)	930,750	189,030	1,119,780	48,000 (56,979)	2,113,240	80,350	2,193,590
	6	58,299 (70,181)	898,235	125,120	1,023,355	43,552 (50,975)	2,044,340	告知書 2,450 100,500	2,147,090
	7	10,875 (3,644)	32,515△	63,910△	96,425	4,448 (6,004)	68,900	告知書 2,450 19,950	46,500
計	増	△	△	△	△	△	△	△	△
	3	△	△	△	△	△	△	△	△
	増	△	△	△	△	△	△	△	△



区分	年度	米			子			合		
		実施頭数	収入済額	未収額	計	実施頭数	収入済額	未収額	計	
畜産防疫手数料	3	30,765 (31,641)	1,259,065	76,565	1,335,630	138,418 (149,653)	3,439,555	241,745	3,681,300	
	6	26,651 (30,244)	949,845	310,150	1,259,995	119,567 (139,255)	3,084,370	告知書 2,450 451,670	3,518,490	
	増	4,114 (1,397)	309,220	233,585	75,635	18,851 (10,398)	355,185	告知書 2,450 189,925	162,810	
保健所使用料	3	109 (129)	5,350	1,100	6,450	2,794 (5,354)	188,250	3,100	191,350	
	6	643 (2,163)	49,200	15,100	64,300	2,805 (6,812)	211,350	15,200	226,550	
	増	534 (2,034)	43,850	14,000	57,850	9 (1,458)	23,100	12,100	35,200	
手畜産人上投精	3	777 (777)	90,000	65,400	155,400	1,771 (1,771)	184,400	167,600	354,200	
	6	304 (304)	7,200	53,600	60,800	1,046 (1,046)	107,400	101,800	209,200	
	増	473 (473)	82,800	11,800	94,600	725 (725)	79,200	65,800	145,000	
計	3	31,649 (32,547)	1,354,415	143,065	1,497,480	142,983 (156,778)	3,814,405	412,445	4,226,850	
	6	27,578 (32,711)	1,006,245	378,850	1,385,095	123,416 (147,115)	3,403,120	告知書 2,450 548,670	3,954,240	
	増	4,071 (1,64)	348,170	235,785	112,385	19,567 (9,665)	411,285	告知書 2,450 136,225	272,610	

し畜産検査手数料(証紙査)	3	4,123 (4,123)	412,000	—	412,000	9,963 (10,696)	996,000	—	996,000
	6	2,959 (2,959)	295,900	—	295,900	8,972 (9,713)	841,600	55,600	897,200
	増	1,164 (1,164)	116,100	—	116,100	991 (983)	154,400	55,600	98,800
合	3	35,772 (36,670)	1,176,415	143,065	1,319,480	152,946 (167,474)	4,810,405	412,445	5,222,850
	6	30,557 (35,670)	1,302,145	378,850	1,680,995	132,388 (156,826)	4,244,720	告知書 2,450 604,270	4,851,440
	増	5,235 (1,000)	462,270	235,785	228,485	20,558 (10,648)	565,685	告知書 2,450 191,825	371,410

(註) 実施頭数の ( ) 内は実施総頭数、外は収入を伴うものを示す。

- 施設の整備について  
倉吉家畜保健衛生所を除く鳥取、米子家畜保健衛生所の事務所建物は、畜産団体からの借受けであるうえ、試験設備も充分でないので整備改善について検討されたい。
- 収入その他事務処理については、次の点注意されたい。
- し畜産検査手数料の収納は、畜産団体より一括

- 納付されているが、条例の定めによるよう勵行に努められたい。
- なお、乳牛についての手数料収納は全般的に遅延しているのので、確保に一段の努力をおねがい。
- 日常業務を遂行するにあ必要な関係規定の早期整備については、特に配慮の要がある。
  - 耳標の出納については一層明確な受払いが望まれる。





00305

農業構造改善事業の推進に伴い、経営規模の拡大を前提として、省力養蚕の技術体系の確立、桑の栽培体系、萎縮病発病防止、集団地養蚕、蚕作安定に関する試験研究または調査を重点に56件に及んで実施していたが、少数の職員で試験項目が多いことと、試験研究設備が、まだ充分でないため、ややもするとその目的を十分に達せられないようである。試験研究の重点的実施について慎重に検討の要がある。

なお、省力養蚕の技術体系、屋外条桑育、桑園の機械化体系、集団地養蚕に関する試験等については、今後多くの研究課題が残されているようであるから一層の努力が望まれる。

3 蚕業技術員の養成について  
当年度、養成所生徒数は、本科10名(男子4名、女子6名で、内2名は予科から編入)、予科4名(男子1名、女子3名)で、前年度に比較して1名(本科1名減少、予科2名増)増加しているが、何れも定員を下廻っている。

県下蚕業技術普及員の高年齢による更新に備えてもさらに、定員の確保に努めて蚕業技術者の養成に努力されたい。

4 施設、設備の整備について  
当年度、工事費2,440,000円をもつて第2蚕室屋根葺替え及び修繕工事、並びに人工ふ化室等附属建物の新築工事を施工中で、35年度以降の整備計画による建物整備は本年度で完了することとなつていた。また、実験用器具等については逐年整備充実に努めているが、なお、不足のものもみうけられるので、これが整備を図つて試験研究の効率化に一層努力されたい。

5 経理出納、その他事務処理につき次の点留意されたい。  
(1) 予算の適期令達をうけて支出することについては、前回は指摘したとおりであるが、なお配意を要するものがみうけられるので、留意されたい。  
(2) 委託料の支出、労務者の雇用については、委託契約締結など事務処理の明確化に努められたい。

00306

(3) 生産物を処分するにあたり、売買契約を締結していたが、契約事項に生産物引渡時期を明示することにつき検討されたい。

林業 試験場 昭和38年2月26日監査  
 監査委員 松本利治 蔵  
 同 堀江実

1 組織機構等について  
本機関の組織機構は、前回同様で、職員は場長以下14名(うち研究職員7名)のほか、臨時職員6名を配置していた。

各種試験研究調査は、継続実施中のものに加えて、新規に荒唐危険地対策に関する調査等を追加して業務運営に努力していたが、研究部門別の活動状況についてみると次表のとおりであつて、このうち担当職員の内業(場内試験研究、調査業務)と外業(場外試験研究、調査業務)の実績は前年度と大差はないが、試験研究

資料等の集計事務に延600人程度の労務を要して処理している実情である。  
 当年度、試験研究、調査費は2,776,000円で、前年度に比較して376,000円増加しており、試験等項目も30項目にわたり分析、試験調査結果の検討等も遅れがちなで、研究員の手不足が認められるので、運営の合理化に努めるとともに、当局はこれが充実について検討されたい。

37年度部門別担当職員数等調(38・1・31日現在)

部門別	区分	37年度			人	千円	人	38・1・31現在		37・1・31現在	
		試験研究費	職員	助員				外業比	内業比	外業比	内業比
部	営	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
営	林	606	(1)	—	606	62	—	100	—	100	
林	林	707	1	—	235	216	34	66	39	61	
防	森	578	1	2	578	189	36	64	40	60	
林	林	179	1	—	179	—	43	57	32	68	
業	業	126	1	—	126	—	22	78	16	84	
壊	災	436	2	—	218	152	43	57	32	68	
災	部	144	—	1	144	—	58	42	53	47	
種	苗	—	—	—	—	—	37	65	31	69	
苗	種	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
護	部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
物	種	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	計	2,776	7(1)	3	278	619	37	65	35	65	

(注) 研究員には場長を含み、( )内は兼務職員で内書である。

2 試験研究について

(1) 37年度より5ヶ年計画で、育苗に関する試験として、杉の青さし、赤さし苗木の成長比較試験、山出苗木の乾燥防止試験を126,000円(全額純

県費)の予算で実施していたが、当年度は、試験準備、調査段階であつて、今後の試験、研究が期待されるので一層努力されたい。

(2) ボカスギ、ストロー松の造林試験、及び導入ボ

37年度部門別担当職員数等調(38・1・31日現在)

部門別	区分	37年度			人	千円	人	38・1・31現在		37・1・31現在	
		試験研究費	職員	助員				外業比	内業比	外業比	内業比
部	営	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
営	林	606	(1)	—	606	62	—	100	—	100	
林	林	707	1	—	235	216	34	66	39	61	
防	森	578	1	2	578	189	36	64	40	60	
林	林	179	1	—	179	—	43	57	32	68	
業	業	126	1	—	126	—	22	78	16	84	
壊	災	436	2	—	218	152	43	57	32	68	
災	部	144	—	1	144	—	58	42	53	47	
種	苗	—	—	—	—	—	37	65	31	69	
苗	種	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
護	部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
物	種	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	計	2,776	7(1)	3	278	619	37	65	35	65	

(注) 研究員には場長を含み、( )内は兼務職員で内書である。

2 試験研究について

(1) 37年度より5ヶ年計画で、育苗に関する試験として、杉の青さし、赤さし苗木の成長比較試験、山出苗木の乾燥防止試験を126,000円(全額純

県費)の予算で実施していたが、当年度は、試験準備、調査段階であつて、今後の試験、研究が期待されるので一層努力されたい。

(2) ボカスギ、ストロー松の造林試験、及び導入ボ

テラ、台湾桐の成長比較試験を継続実施していたが、いずれも成績不良で継続実施が困難な状況にあつた。今後の運営について慎重に検討されたい。

(3) スギ、マツの造林疎密度試験として、37年度西伯郡大山町地区に試験地を設定以来継続実施しているが、土地賃借及び分収方法等が明確でないので、契約を締結して、明確化の要がある。

3 施設、設備等の整備について  
当年度、工事費2,040,000円をもつて場長公舎が整備されたほか、場内排水溝及び林木育苗室整備工事(工事費259,000円)を実施して施設の整備に努めるとともに実験器具等設備の整備充実に努力していた。

なお、試験、研究用専門図書及び文献等の充実にについても考慮し、調査、研究の資料とともに、既に他において実施された調査研究と重複することのないよう留意されたい。

4 経理出納、その他事務処理につき次の点留意された

い。  
(1) 予算の適期令達については、前回も指摘したとおりである。

(2) 支出手続が不十分なものと及び物品出納簿と備品貸与簿の不突合なものがあつた。

図 書 館

昭和37年度にかかる図書館の定期監査を執行したところ、各館ともその運営に努力されていたが、図書館運営の合理化とくに、図書館規模の適正化の問題、さらに各分館の統合廃止、組織、機構等検討を要する面が見受けられたほか、図書資料の充実整備、設備並びに環境の整備、図書亡失の防止策等なお努力を要するものがあつたので、当局は考究されたい。

なお、各館運営の共通事項は次のとおりである。

- 1 図書館運営の合理化について
- (1) 37年6月11日現在における全国図書館長会議調査の資料によると中国五県の図書館の規模は、

県名	管内人口	予算総額	内訳		職員数	職員1人当人口
			人件費	図書購入費		
鳥取	599千人	24,949,000円	17,121,000円	2,981,000円	41人	14,600人
島根	910	10,406,292	5,020,292	940,000	14	65,000
岡山	1,740	43,318,000	19,458,000	5,430,000	48	36,300
広島	2,184	26,520,000	12,186,000	4,190,000	34	64,100
山口	1,602	20,048,000	12,465,000	2,330,000	30	53,300

(1) 本県の職員一人当りの受持人口は14,600人で最少である。

(2) 予算規模は比較的大きく、とくに人件費が他県に比し極めて多い。

(3) 図書購入費は人件費のそれとくらべ少額である。

(4) 人件費の増大は小規模な分館が多いためと思われる。

以上指摘し得るので、図書館規模の適正化につき当局は下記(2)と併せて慎重検討されたい。

(2) 毎回指摘要望しているとおり、図書館分館は何れ

も小規模で、図書館としての機能を果たすには不十分であり、また、前述のとおり人件費の増こも予想される。一面、市町村は合併後財政力も増大し、市町村分交付税基準財政需要額の算定においても図書館経費も算入されている実情からして、市町村立図書館の設置を助長するとともに分館の本館への統合廃止につき当局は根本的に検討されたい。

(3) 両図書館職員一人当りの受持人口から図書館の組織機構をみると不均衡の面が見受けられる。もとより蔵書数、閲覧冊数並びに閲覧人員その他諸条件を

考慮しているが、さらに実状を充分勘案し、組織機構並びに職員配置の適正合理化につき注意されたい。

2 図書資料の充実整備について  
昭和37年度分の38年1月末日現在における図書資料の購入状況は、

鳥取図書館 3,373冊 1,518,395円  
米子図書館 2,106冊 1,181,980円

で、予算並びに機構の規模からしても少額であると思われるので、図書資料購入費の増額措置につき検討されたい。

3 図書館設備の更新について

図書館は全般的に老朽化し、とくに米子図書館は転用建物で図書館施設としては不十分である。

ことに、両図書館とも書架は規格外の木製粗雑品で、開架式閲覧方式を採用している現状よりして不適切であるほか、逐年増加する蔵書の保管管理に支障を来している。スチール書架への年次の切替措置につき検討されたい。

4 環境整備について

逐年その整備につとめ読書環境が好転しているが、自動車の騒音防止のための濃密植樹帯の設置、館内外の環境美化等につき検討されたい。

5 図書亡失の防止について

図書の管理保全については各館とも努力しているが、亡失(37年1月1日より12月末日まで)は次のとおりで依然としてそのあとを絶たない状況であるので、亡失防止の方法についてさらに創意工夫されたい。なお、亡失の際の手続き方法等主管当局と連らぐを密にされたい。

米子図書館 37冊  
鳥取図書館 59冊

6 予算の執行その他事務処理の合理化について

(1) 各図書館の各分館職員の旅行命令、時間外勤務命令及び鳥取図書館各分館職員の宿日直命令は何れも本館においてなされているが、実態にそぐわないので、それぞれ各分館長に権限を委任すべきである。

- (2) 各分館における物品購入、とくに図書購入方法、並びに処理手続き及び本館との連絡調整等に検討の余地があったことで創意工夫差処されたい。
- (3) 図書原簿への登記の迅速化と合規手続きによる処理の統一合理化について検討の要がある。
- (4) 紛失図書については、確認の都度合規の手続きをとるべきである。
- (5) 館内外の環境美化作業に要する賃金等の所要経費の予算措置につき当局は検討されたい。

米子図書館 昭和38年2月4日 監査  
 監査委員 松本利治 蔵  
 同 堀江実蔵

(1) 閲覧人員

(昭和37年1月1日より、昭和37年12月31日まで)  
 (37年より新聞閲覧者及び施設利用のみで者は除外)

館別	年別	総数	内		外		閲覧日数	1日平均	摘要
			男	女	男	女			

- 1 運営状況について  
 昭和37年度における当館の閲覧人員及び閲覧冊数は次表のとおりで、境分館は前年額に比較し伸張しているが他は何れも減少している。  
 高度利用推進に配慮されたい。
- 2 月曜半日休館について  
 土曜半日を全日勤務している代り、月曜半日休館しているが、合規の手続きをとり実施すべきである。
- 3 予算の執行等について  
 (1) 購入図書代は早期に支払うこと。

同 前 田 玄 一

本館	日分	野館	境分	港館	計	内		外		摘要			
						男	女	男	女				
37	37	37	37	37	37	31,004	22,884	15,338	15,572	30,910	274	309	
37	37	37	37	37	37	19,817	13,939	12,062	18,404	22,466	278	211	
37	37	37	37	37	37	11,187	8,945	5,276	5,168	8,444	4	98	
37	37	37	37	37	37	25,551	11,907	18,643	2,119	4,908	271	87	
37	37	37	37	37	37	22,657	11,582	18,426	2,102	4,211	277	82	
37	37	37	37	37	37	17,552	7,218	15,272	1,780	2,080	8	5	
37	37	37	37	37	37	32,587	6,181	11,570	10,489	21,017	271	120	
37	37	37	37	37	37	46,939	13,339	26,842	10,828	12,229	279	179	
37	37	37	37	37	37	17,352	4,992	15,272	500	2,080	8	59	
37	37	37	37	37	37	140,936	49,092	84,101	28,655	28,180	56,835	271	120
37	37	37	37	37	37	128,798	44,798	79,024	24,999	24,775	49,774	279	179
37	37	37	37	37	37	12,138	4,294	5,077	3,656	3,405	7,061	6	5

(2) 閲覧冊数

(昭和37年1月1日より、昭和37年12月31日まで)  
 (37年より新聞閲覧者及び施設利用のみは除外)

館別	年別	総数	内		外		摘要
			男	女	男	女	
本館	37	148,524	61,757	55,379	117,136	15,593	31,388
日分	37	111,311	51,762	36,900	88,662	12,161	22,649
野館	37	37,213	9,995	18,474	28,474	3,432	8,759
境分	37	20,998	8,503	5,374	13,877	4,026	7,121
港館	37	20,138	8,415	5,386	13,801	3,095	6,357
増減	37	880	88	12	76	931	784
境分	37	43,500	10,550	8,340	18,890	12,901	24,610
港館	37	55,539	16,179	15,142	31,321	11,597	24,288
増減	37	12,069	5,629	6,802	12,431	1,504	3,52

計	367	213,022	80,810	69,093	149,903	32,520	30,599	63,119
増減	—	187,016	76,356	57,428	133,784	25,853	26,381	53,234
	367	26,004	4,454	11,665	12,119	5,857	4,218	9,885

鳥取図書館 (倉吉分館)

昭和38年2月22日・3月6日監査  
監査委員 松本利治  
同(分館のみ) 堀江実蔵

1 運営状況について  
昭和37年度における当館の閲覧人員及び閲覧冊数は次表のとおりで、前年度に比較し上昇し結構である。

2 予算の執行等について  
自動車文庫(はくと号)は分館の統合廃止の問題に関連しているけれども、前回指摘のとおり老朽化しているのがこれが更新による管内全域サービスにつき当館の検討を望む。  
3 倉吉分館の書庫の防火施設はいま一歩で完成すると思われる。降地境界線上のフロック壁の積み上げを検討されたい。

(1) 閲覧人員

(昭和37年1月1日より、昭和37年12月31日まで)  
(昭和37年より新聞室のみの利用者は除外)

館別	年	総数	館内		館外		開館日数	1日平均		
			男	女	男	女				
鳥取	367	63,818	33,036	16,114	49,150	8,414	6,254	14,668	289	140.7
			42,105	26,400	68,505	7,013	4,094	11,109		
差	367	13,796	9,069	10,286	19,355	1,401	2,158	3,559	288	78.0
			—	—	—	—	—	—		

館別	年	総数	館内		館外		開館日数	1日平均		
			男	女	男	女				
倉吉	367	50,809	20,053	16,415	36,468	6,921	7,220	14,141	281	140.7
			48,852	18,655	35,257	7,377	8,218	15,595		
差	367	1,757	1,398	1,813	3,211	456	998	5,880	289	78.0
			—	—	—	—	—	—		
八頭	367	22,324	7,521	8,923	16,444	2,402	3,478	5,880	289	78.0
			22,447	6,990	9,768	16,758	2,242	3,447		
計	367	136,751	60,610	41,452	102,062	17,737	16,932	34,689	289	140.7
			150,913	67,750	50,770	118,520	16,632	15,761		
差	367	14,162	7,140	9,318	16,458	1,105	1,191	2,296	289	78.0
			—	—	—	—	—	—		

(2) 閲覧冊数 (昭和37年1月1日より、昭和37年12月31日まで)  
(昭和37年より新聞室のみの利用者は除外)

館別	年	総数	館内		館外		開館日数	1日平均
			男	女	男	女		
鳥取	367	45,317	16,985	5,478	22,463	13,186	9,668	22,854
			57,217	28,421	15,154	43,575	8,690	4,952
差	367	11,900	11,436	9,676	21,112	4,494	4,716	9,212
			—	—	—	—	—	—
倉吉	367	65,161	27,940	22,992	50,932	6,944	7,285	14,229
			66,566	27,906	23,062	50,968	7,380	8,218
差	367	1,405	34	70	36	436	933	1,369
			—	—	—	—	—	—
八頭	367	45,443	17,399	20,547	37,946	3,105	4,392	7,497
			53,893	19,822	25,484	45,306	3,477	5,110
差	367	8,450	2,423	4,937	7,360	372	718	1,090
			—	—	—	—	—	—
計	367	155,921	62,324	49,017	111,341	23,235	21,345	44,580
			177,676	76,149	65,700	139,849	19,547	18,280
差	367	21,755	13,825	14,683	26,508	3,688	3,065	6,753
			—	—	—	—	—	—



00315

福祉事務所

西部福祉事務所 昭和38年2月5日監査  
 監査委員 松本利治  
 堀江実蔵  
 堀田玄一  
 中部福祉事務所 昭和38年2月21日監査  
 監査委員 松本利治  
 堀江実蔵  
 堀田玄一  
 東部福祉事務所 昭和38年2月27日監査  
 監査委員 松本利治  
 堀江実蔵  
 堀田玄一

今般、昭和37年度にかかる各福祉事務所の定期監査を執行したが、各所とも所管業務の遂行に努力しているものと認めた。懸案となっていた課制の設置は37年5月実現し、組織機関の確立強化が図られたが、後述する

ように、福会福祉主事等職員の充実、活動経費の増額、或は事務の簡素合理化等善処すべき点が少なくないので、関係当局はこれらについて慎重検討してさらに適切な措置を講じ、福祉行政の推進に格別の配慮をされるよう要望する。

- 1 保護の状況について

(1) 生活保護の状況は次表のとおりである。

(昭和37年12月末日現在)

所 別	年 区 分	被保護 世帯数	被保護 人員	保護率 (%)	保 護 費		保 護 内 訳										
					金 額 (A)	1人当額	生 活	住 宅	教 育	医 療	そ の 他						
					円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東 部	3 6	953	2,764	20.65	10,089,034	3,624	3,531,580	197,937	2,0	374,283	3,7	5,807,225	57.6	178,029	1.7		
	3 7	1,038	2,933	21.76	11,853,245	4,041	4,266,940	200,013	1.7	513,215	4.3	6,730,970	56.8	142,107	1.2		
中 部	3 6	526	1,297	16.21	4,822,720	3,718	2,243,686	46.5	47,067	1.0	203,762	4.2	2,182,274	45.3	145,934	3.0	
	3 7	583	1,375	17.18	6,126,772	4,456	2,873,302	46.9	65,335	1.1	247,204	4.0	2,777,180	45.3	163,751	2.7	
西 部	3 6	650	1,913	19.05	6,948,191	3,632	3,057,577	44.0	97,798	1.4	184,465	2.7	3,446,331	49.6	162,020	2.3	
	3 7	715	1,989	19.81	8,756,874	4,418	3,882,618	44.3	229,425	2.6	237,557	2.7	4,123,504	47.1	283,770	3.3	
計	3 6	2,129	5,994	19.01	21,859,945	3,647	8,832,843	40.4	342,802	1.6	762,490	3.5	5,111,435	83.0	485,980	2.2	
	3 7	2,336	6,297	19.97	26,736,891	4,246	11,022,830	41.2	494,773	1.9	997,976	3.7	3,713,631	65.4	589,628	2.2	

当年度第18次保護基準改訂及び基準補正等により、前年同期に比較すると、低所得階層からの転落207世帯、303人増加し、保護率及び1人当り保護金額もそれぞれ増えたとしている。内容的には医療扶助費が高率を占めているが、前年度より低率となつたのは、結核予防法、精神衛生法の一部改正

に伴う措置替えがあつて、保護法による入院患者数は相当人員減少したが、反面、一般外来患者の増加が特に目立つている。関係機関との連絡調整等により、医療にならぬよう配慮すると共に、法の適正運営に更に努力されたい。

(2) 保護の新規申請書の処理状況は

00316



(4月~12月まで)

所別	年区分	総件数	事務所処理30日以内のもの		町村処理5日以内のもの	
			件数	比	件数	比
東部	36	390	193	49.5%	202	51.8%
中部	37	341	205	60.1	165	48.4
西部	36	139	89	64.0	98	70.5
計	37	126	64	50.8	82	65.1
		282	151	53.5	189	67.0
		304	227	74.7	192	63.2

であつて、法定期限内(申請後30日以内)に処理したものを前年同期と比較すると、中部を除くほかはいずれも上昇し、努力のあとがうかがわれるが町村の法定期限内(申請後5日以内)処理状況は前年よりそれぞれ低率となつている。  
処理の迅速化について指導されたい。

(3) 地区担当職員のケース担当状況は次表のとおりで。  
(12月未現在)

所別	年区分	担当職員数	生活保護		その他		計
			ケース数	人数	ケース数	人数	
東部	36	13	953	75,373	125	147.5	2,871
中部	37	15	1,038	79,811	143	157.4	3,084
西部	36	9	526	58,411	53	140.7	1,792
計	37	8	583	72,995	51	145.6	1,892
		9	650	72,211	60	179.7	2,267
		9	715	79,411	63	192.1	2,444
		31	2,729	88,779	238	154.9	6,930
		30	2,536	77,944	257	169.5	7,420
							223.5
							247.3

長期継続被保護世帯の果敢に保護基準改訂の関係もあつて新規保護世帯が加わり、地区担当員のケース担当数は年々増加し、生活保護関係のみにあつても、各所とも全国平均を大きく上廻つてゐる。このほか身体障害者、措置児童のケースを考りよすると一人当り県平均担当ケースは2.47、3ケースとなつてゐる。  
また、当年度から精神薄弱者の実態調査による判定を実施中で、担当業務はかなり過重となつてゐると

認めるので、職員の充足について、当局は配慮されるよう望む。

(4) 被保護世帯の更生指導については、各所ともそれぞれ配慮されているが、なお不十分で、被保護世帯から脱皮更生するものがあり見受けられない。上記のとおり地区担当員が多忙であること等理由もあろうが、訪問指導の在り方等について再検討を加え、自立更生指導に一段努められるよう望む。

(5) 現業職員の資質向上を図るため、各所共ケース研究会、研修会の実施、特に西部においては、島根県東部との合同研究会を実施する等努力されているが、前回の監査でも述べたとおり、各事務所間における被保護者の処遇の均衡と地域差の是正を図り、取扱の公平適正化を期するため、各所合同研究会の開催について配慮されるよう望む。

(6) 支給済保護費で返納を要するものの収納が遅れているものがあつたので、町村に協力を要請し、早期収納に努力されたい。

2. 身体障害者の措置について

身体障害者の37年12月末現在における措置状況は次表のとおりである。  
(12月未現在)

所別	年区分	手帳交付件数	障害別内訳		人口比	補装具		扶助費
			視覚障害	聴覚障害		申請	交付修理	
東部	36	1,793	305	457	1,085	141	99	446,206
中部	37	1,903	325	463	1,101	173	128	625,794
西部	36	1,557	340	257	954	135	87	557,056
計	37	1,666	362	280	1,017	110	82	559,780
		4,563	900	916	2,718	371	269	1,425,748
		951	989	2,862	1,53	367	298	1,746,113

手帳交付は4,827名でこの人口比は1.53%となり、前年同期に比較すると2.64名増加している。これら障害者の計画的巡回相談、職業相談、機能障害に対する専門医による措置並びに潜在者の発見等法の適用による援護措置について更に努力されたい。

また、補装具の交付、修理の状況は表に示すとおりであるが、発注より完成までに相当期間を費しているもの、或は予算的措置により遅れているもの等が見受けられるので、計画的発注並びに、適期予算令達等により早期に処理するよう一層の配慮を望む。

3 精神薄弱者の更生授護について

(1) 精神薄弱者の実態調査(36年10月)による概況は次表に示すとおり総数1,964人であった。

程度別 年令別	総数	原因			教育		就労状況			
		先天	後天	不明	未就学	普通・特殊 学級	継続時間 労働	無		
17才以下 18才以上 計	125 114 239	78 77 155	41 25 66	6 12 18	79 74 153	40 36 76	4 4 10	5 5 10	24 24 48	85 85 170
17才以上 18才以上 計	349 310 659	207 195 402	77 71 148	65 44 109	56 132 188	225 168 403	58 10 68	58 58 116	133 133 266	119 119 238
17才以下 18才以上 計	717 349 1,066	481 225 704	81 80 161	155 46 201	14 76 90	670 265 935	33 8 41	146 131 277	131 131 262	72 72 144
17才以下 18才以上 計	1,191 773 1,964	766 495 1,261	199 174 373	226 102 328	149 282 431	945 469 1,414	97 22 119	209 209 418	288 288 576	276 276 552

精神薄弱者の出現率は一般に人口の約3%内外と云われているので、県人口から推計すれば調査もれ潜在者は相当数に昇るものと推定される。潜在者の発見と法の適用による援護に一段と努力されたい。就学状況は、特殊学級によるものは僅か6.1%にか過ぎず、普通学級によるものは72.0%の高率を占め、普通義務教育の期間中無為に過し、また未就学は21.9%で、このうち、就学可能な軽患、軽患者の占める割合は64.5%となっており特殊学級の不足を大きく物語る。就学状況は常時労働27.0%、時時就労37.5%無就労35.7%となつてはいるが、時時就労及び無就労者は訓練をすれば常時就労のできる者が相当数あると解される。また労働賃金は月額2千円までのもの79.3%、4千円までのもの12.5%、4千円以上のもの8.4%となつてはいる。

区分毎の構成比	%	%	%	%	%	%	%
	64.2	19.1	11.6	7.2	9.7	72.0	6.1
	27.0	35.7	35.5	7.7			

以上これらのを総合すれば、精神薄弱者はその殆んどが援護措置を要するものであつて、軽度者は指導によつては社会に自立更生の可能性が充分であると考察されるので、生活指導、職業訓練等主体とした援護施設、重度者には保護施設、児童に対しては特殊学級の増設、生活能力の乏しい者には経済的援助等援護策について関係当局は更に努力を要するものと認められる。

なお、当年度被調査者に対し、巡回相談及び判定を実施した状況は次のとおりである。

所別	実施町村数	対象人員数	出席者数
東部	4	230	36
中部	6	274	64
西部	4	185	62

法の不徹底のため出席が極めて少ないので、各所共広範活動の積極的推進を図り、潜在者の掌あくと判定登録に一層努力されたい。

(2) 精神薄弱者の自立更正を図るための職親登録の状況は、東部、西部各1名、中部3名、計5名が登録、それぞれ委託されているに過ぎないので職親開拓について更に配慮されたい。

(3) 精神薄弱者福祉司は各所共身体障害者福祉司が兼務し、業務、内務事務をしているが、対象者は年々増加し、福祉司本来の業務遂行が困難であるので、事務補助員の配置について、検討されたい。

4 母子福祉資金について

(1) 第三次までの貸付の状況は次表のとおりである。申請額に対する貸付率は65%で、内容を見ると市部分の境港市、米子市が、また、郡部分では中部地区が比較的高く、他面東部地区が著しく低率となつてはいる。

各所とも貸付事務処理に相当日時を費し、第一次分の貸付を見ても、なかに借用証の提出が遅れるものがある。申請から支払までに2乃至3箇月を要し、とくに、東部及び西部福祉事務所が遅れている。諸

母子福祉資金貸付状況

区分	貸付申請		貸付決定		貸付率
	件数	金額	件数	金額	
東部	68	2,272,000	44	1,006,000	44.3%
鳥取市	59	2,199,000	47	1,532,000	61.9%
鳥取市	127	4,471,000	91	2,558,000	53.0%
中部	38	909,000	34	828,000	92.0%
倉吉市	38	1,177,000	29	705,500	69.0%
中部	76	2,077,000	63	1,534,500	73.9%
西部	58	1,804,000	46	1,228,000	68.1%
西米子市	56	1,715,000	47	1,255,000	73.8%
米子市	25	616,000	21	346,000	88.6%
米子市	137	4,135,000	114	3,039,000	73.5%
合 計	340	10,685,000	268	6,941,500	65.00%

備考 昭和37年度第三次までの貸付分である(継続貸付を除く)

(2) 償還の状況は次表のとおりで、前年同期に比較すると東部は上昇したが、中部及び西部は若干低下している。また、中部に比較して東部及び西部が依然低調であり、なお、総体的に市部分の償還が悪い

母子福祉資金償還状況

所別	年度	地区別	現年度分			前年度分			合 計		
			調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率
東部	37	東部地区 鳥取市	1,336,479	1,148,309	87.4%	224,297	49,760	22.2%	1,560,776	1,218,069	78.0%
			942,905	762,644	80.9%	285,025	182,847	64.2%	1,227,928	945,491	78.0%
			2,279,384	1,950,953	85.7%	509,320	252,607	45.7%	2,788,704	2,165,560	77.6%
36	計		1,849,732	85.2%	689,867	320,089	46.4%	2,912,562	2,169,821	74.5%	

うである。

償還については各所とも努力しているが、東部及び西部が中部に比し低調であるのは

(A) この事務を担当する職員数(各所とも母子相談員を含めて3名程度)は変わらないのに取扱件数が著しく多いこと。

(B) 取扱件数の殆んどが月賦償還の扱いであることと(中部の月賦扱いは僅かに1割程度である)

(C) 管内が凡であるのに償還協力員が少ない

と(東部1名、西部3名、中部5名)等が直接の原因となつているものと思われる。

この事務のみに限らないが各業務量に見合う職員の適正配置が考りよせらるべきであり、また、所において今後も今後の貸付にあたり、できる限り半年賦或は年賦償還の方法によるべく、また、既貸付分のこの方法への切り替え、償還のための預金の増強化並びに市の協力体制をも要請し償還の促進に一層の努力を望む。

00323

中 部	37	中部地区 豊吉市 計	1,230,313	1,217,871	99.0	87,773	26,589	30.3	1,230,313	1,217,871	99.8
			806,780	714,411	88.6			894,555	741,000	82.8	
西 部	36	計	2,080,827	2,015,936	96.9	60,352	10,955	18.2	2,141,179	2,026,891	94.7
			西端地区 米滝 子港 市市 計	1,178,392	995,815	84.5	12,625	3,945	31.2	1,191,017	999,760
合 計	37 36	計	7,193,198	6,130,312	85.2	958,710	504,051	31.7	8,151,908	6,434,363	78.9
			7,289,713	6,253,555	85.8	1,181,830	454,187	36.7	8,471,543	6,887,742	78.9

備考 1 本表は昭和38年1月末(東部福祉は昭和37年12月末)までに償還期が来たものの償還状況である。

違 約 金 徴 収 状 況

区分	年度	徴収確定分		収入済額		徴収未済額		徴収率
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
東 部	37	53	3,353	5	757	48	2,616	22.0
中 部	37	228	15,873	184	13,304	44	2,479	84.4
西 部	37	588	47,378	423	30,345	165	17,033	64.0
合 計	37	869	66,604	612	44,476	257	22,128	66.8

(3) 違約金の収納状況は次表のとおりで、要徴収額に対する収入率は、各所とも前年同期に比較し上昇しているようであったがなお低調である。  
各所とも本人から納付のあったもののみ収納しているが、徴収を要するものについて随時調査決定し告知するよう事務取り扱いを改めることが妥当と考えられるので検討善処されたい。

00324

備考 東部及び中部は昭和38年1月末現在(但し、東部は37年7月までか調査していいなかつた。)西部は昭和37年12月末現在である。  
(4) 貸付及び償還事務は件数が多く著しく複雑であるが、償還事務については、母子福祉資金の償還等の事務取扱要領と県会計規則に基づき事務処理に、なお簡素合理化の余地があるので、これが改善分につき当局の検討善処を望む。  
5 福祉生奨学金について

福 祉 生 奨 学 金 償 還 状 況 昭和38年1月末現在

区分	年度	現 年			過 年			合 計		
		調 定 額	収 入 済 額	収 入 率	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
東 部	37	138,912	76,435	55.0	135,019	76,589	56.7	273,931	153,028	55.9
中 部	37	142,388	89,313	62.7	80,195	25,950	32.4	222,553	115,273	51.8
		39,695	35,540	89.5	6,520	6,520	100.0	46,215	42,060	91.0
西 部	37	32,440	24,290	74.9	255,295	96,545	38.1	286,644	115,964	40.5
		33,369	19,419	58.2	135,470	42,855	31.6	188,060	84,480	44.9
合 計	37	211,976	131,398	62.0	394,834	179,654	45.5	606,810	311,052	51.3
		227,388	155,218	68.3	215,665	68,825	31.9	443,053	224,043	50.6

償還の状況は次表のとおりで、各所とも前年度に比較して過年度分の未償還額は減少しているが、収入率を前年同期に比較すると西部が上昇した反面東部及び中部は低下し総体的にはやや下廻っている。貸付を受けたる者のうちには、所在不明のものもあるようであったが、実態は握に努めて未収金の常時収納整理に一層努力されたい。

なお、徴収のための経費は監査当時未令達のようにであったが、これが過期令達についても当局の配慮を望む。

6 児童福祉施設について

児童福祉施設のうち、町村保育所の最低基準検査の結果は次表のとおりで、合格率の低かつた中部及び西部も前年度よりかなり上昇していたが、なお東部に比較すると低調である。
当年度国庫補助及び国民年金還元融資並びに自主財源によりら箇所(東部3、中部2、西部1)を新增改良する等充実整備指導に努力していたが、各所管内ともなお設置を要する地区があり、また、現存のうちにも不備のものがあり、とくに私立施設が不十分のようである。
要設置地区の設置促進と不合格施設の整備促進についてさらに強力に指導されるよう望む。
なお、本課指導員とも緊密な連携をとりつつは保育内容の充実に努力されたい。

保育所(町村)最低基準検査実施状況

Table with columns: 所別, 施設数, 同左のうち検査実施, 合格率, 不合格数, 不合格率, 摘要. Rows include 東部, 中部, 西部, 合計.

7 児童措置費負担徴収について

各所の措置児童及び措置費負担金徴収等の状況は次表のとおりで、措置児童に対する負担金徴収児童の占める率は、西部がかなり高くなっている。負担金の決定については、肢体不自由児施設を除く他の施設は、従来収支認定の方法によつていたが、37年1月から課税された市町村民税額及び所得税額を基準として徴収することに改められたためか、各所1人当り負担月額の差がかなり少なくなつたが、東部がやや低くなつている。

収入率を前年同期と比較すると、中部及び西部が上昇しているが東部は低し、総体的にはやや下廻つている。また、東部及び西部は過年度棟収金が相当額あつて、しかも前年度よりも増加し、西部は毎年のように不納欠損処分している。(35年度18,893円、36年度34,601円を欠損処分)

- (1) 徴収事務の合理化と徴収成績の向上を図るため徴収担当機関の再検討について
(2) 肢体不自由児施設の負担金徴収基準は、他の施設分に比較して一部不合理な点が見受けられるのでこれを是正について
(4) 徴収事務費がなく、常時の収納整理に徹底を期したいようであるのでこれが適切な予算措置について

て

措置児童数及び措置費負担の状況

昭和38年1月現在

Table with columns: 区分, 所別, 措置児童数, 負担金徴収児童数, 負担率%, 負担金額, 1人当り月額, 1人当り月額. Rows include 肢体不自由児施設, 母子寮及び精神通園施設, 合計.

備考 ( ) は母子寮で外書である。



児童措置費負担金徴収状況

12月末現在

所別	年度	現年度			過年度			合計		
		調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率
東部	36	円 333,677	円 235,397	% 70.5	円 25,046	円 3,420	% 13.7	円 358,723	円 238,817	% 66.6
中部	36	円 651,710	円 354,282	% 50.5	円 172,211	円 85,450	% 50.2	円 835,921	円 420,712	% 50.4
西部	36	円 474,949	円 396,713	% 83.5	円 -	円 -	% -	円 474,949	円 396,713	% 83.5
合計	36	円 1,459,336	円 927,412	% 63.5	円 327,556	円 70,450	% 21.5	円 1,786,892	円 1,022,927	% 57.3
東部	37	円 403,235	円 342,204	% 84.9	円 -	円 -	% -	円 403,235	円 342,204	% 84.9
中部	37	円 748,477	円 396,947	% 53.0	円 455,887	円 88,178	% 19.4	円 1,204,364	円 557,841	% 46.3
西部	37	円 674,138	円 469,663	% 69.7	円 73,870	円 21.0	% 28.4	円 748,033	円 511,534	% 68.3
合計	37	円 1,825,850	円 1,241,814	% 68.0	円 529,757	円 109,171	% 20.6	円 2,355,607	円 1,673,906	% 71.1

00327

8 社会福祉団体の育成指導について  
 市町村社会福祉協議会の育成指導については各所とも努力し、なかには、かなり活発な活動をしているものもあるが、大方の町村は不振のようである。不振団体の組織機構の確立強化、財源の確保等による福祉活動の推進につき更に強力な指導が望まれる。また、民生、児童委員その他福祉団体関係者に対し、各所それぞれの実情に即した構想で研究会、研修会等を開催し成果をあげているが、なお一層の配意を望む。

9 機動力の増強について  
 当年度もオートバイ1台を購入し、現在東部5台、中部及び西部に各3台配車されているが、また各所とも不足しているようである。なかには既に更新期にきているものがあり、また、活動範囲が広汎で、しかも、山間へき地が多い本県の特長事情からして、大型オートバイの増強につき当局の配意を望む。  
 10 活動経費について  
 各所とも法外援護活動の経費が不足勝ちのようである。

00328

また、中部では相当額の経費を注いで民生、児童委員の研修を実施していたが、これら各種研修会、講習会等の経費は、各所とも殆んど外かく団体に依存している実情である。これら経費の県費増額措置につき当局の配意を望む。

こと。  
 2 母子福祉貸付償還金の収納事務処理(現金領収証書の交付)に適切でないものがあつた。なお、収納金の県金庫への払い込みの簡素合理化に配意すること。  
 3 現金出納簿はその都度記帳整理すること。なお、新旧出納簿の引継は明確にしておくこと。  
 4 母子福祉資金の貸付等に関する法律第9条に基づいて徴収すべき違約金の調査を37年7月以降実施していない。随時調査決定して収納に努力されたい。

- 1 経理出納その他事務について
- 西部
- 1 過年度未収金の不納欠損処分にあたり、本庁の承認がないまま処分していた。
- 2 前年度資金整理簿の記帳整理が不十分であつた。
- 3 37年9月に本庁からラジオの配置を受けていたが、保管転換の手續きが未了であつた。なお、中部及び西部とも同様であつた。
- 中部
- 1 年度末に購入したオートバイ用燃料の管理が充分でなかつた。
- 東部
- 1 児童措置費負担金の調定事務は一層適正を期する

- 1 職員の状況について
- 内職公共職業補導所 昭和38年2月1日 監査

監査委員	松本利治
同	堀江実藏
同	前田玄一



00329

置基準は7名)配置されているが、うち2名は職業安定課が本務であるので、実質的に所で活動しているのは3名で、しかもこのうち1名は健康要注意者である。当所は開設後2年度を迎えて、後述するように業務運営は軌道に乗って活発化しつつあり、前記の陣容ではかなり手不足のようである。

2 業務実績について

(1) 当年度(38年1月末現在)の求職相談、求人、あつ旋の状況は次表のとおりで、求職相談件数は登録件数、その他相談件数ののびによつて、前年同期より803件増加していたが、求人は件数、人員ともかなり減少していた。  
また、あつ旋件数は1,230件で505件増加していた。

求職相談、求人、あつ旋状況

昭和三十八年1月末現在

区 分	昭和三十六年度	昭和三十七年度	差引増減	摘要
求職	1,266	2,069	803	
登録件数	849	1,340	491	
その他相談件数	157	107	50	
あつ旋	260	622	362	
求人	57	39△	18	
あつ旋件数	2,223	1,149△	1,074	
あつ旋件数	725	1,230	505	

(2) 当年度(38年1月末現在)の巡回相談実績は、40回実施して相談件数(求職)358件、あつ旋件数114件で、これを前年同期に比較すると15回、相談件係(求)238件、あつ旋件数4件の増加となつていた。  
なお、中部及び西部地区と対象として実施している定期巡回相談の実績は次表のとおりで、当年度は6月から境港地区についても実施して県内普遍化に努め、各地区とも前年同期をかき上廻る成績をあげていた。

00330

定期巡回相談実績 昭和三十八年1月末現在

地区	倉吉	米子	境港	根雨	合計	摘要
昭和三十六年度	27	56	0	23	106	
昭和三十七年度	48	124	64	42	278	
差引増減	21	68	64	19	172	

(3) 内職グループの結成については開所以来努力し、前年度末42グループであつたものが、本年度(38年1月23日現在)54グループ796名の結成を見て、累計96グループ、1,527名を大巾なりのびを示して来た。この都市別分布状況は次表のとおりで、日野郡は別としてなお中部及び西部地区が低調であるので、これら不振地区の結成促進について一層の配慮を望む。

また、内職グループの技術指導と補導の実績は、当年度(38年1月末現在)72回、延84日、対象人員1,374人で、前年度同期より34回、延38日対象人員729人多く実施していたが、他面、

苦情処理件数は33件で、グループ数が多くなつたとは去うもの前年同期を20件上廻っている実情である。内職者と発注業者との緊密な結び付に努めるとともに、市町村その他関係機関の協力を要請してグループの育成強化等内職行政の推進に一層の配慮を望む。

内職グループ都市別分布状況

郡市別	鳥取市	倉吉市	米子市	境港市	根雨町	日野郡	合計	摘要
年度	57	10	13	4	9	8	54	38年1月末現在
グループ数	119	74	143	161	104	117	593	
人員	19	24	44	16	19	9	44	13
累計	231	206	643	245	351	209	2,445	213
人員							4,527	96

3 施設設備について

当所庁舎は、鳥取公共職業安定所の倉庫を改造した建物で、便所がなくして不便を生じている。これが設置について当局の配慮を重ねて要望する。なお、技術指導と補導の強化と円滑な業務運営を期するためには、庁舎内に技術指導室及び展示室の整備が望まれる。

4 運営経費について

各種技術指導、協議会等のため受けた前渡資金の精算が遅れ勝ちである。なかには、精算の結果返納しているものがあるが、本庁の事務処理が遅れる関係があつてか、相当期間を過ぎて返納されている。早期精算について一層配慮の要がある。

なお、当所の経費は総べて本庁より離れている点も考慮し前記技術指導等に必要な経費は、むしろ当所に常時資金前渡することが合理的とも考えられるので、この点当局の検討を望む。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
一部月極二五〇円(送料共)